

6 輸 国 第 2146 号
令和 6 年 9 月 30 日

農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

農林水産省輸出・国際局長
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

今般、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)及び別紙について、令和 6 年 10 月 1 日から適合施設に係る手数料の電子納付が開始すること及び令和 7 年 4 月 1 日から輸出証明書に係る手数料の納付が開始すること等を受け、取扱要綱を別添のとおり改正しますので、御了知の上、対応方よろしくお願いします。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。